

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点 [令和3年4月21日開催 日本投資顧問業協会]

1. 資産運用業の高度化モニタリングについて

- 昨年6月に公表したプログレスレポートでは、運用力強化に向けた課題として、次の4点を提起。
 - ① 経営・ファンド運営に対する顧客利益の観点からのガバナンス
 - ② 顧客利益を最優先し、長期視点の運用を重視する経営体制
 - ③ 運用会社としての目指す姿と強みの明確化と実現に向けた取組み
 - ④ 顧客利益最優先・運用重視の視点と目指す姿を実現するための業務運営体制
- 今事務年度は、これらの課題に対する取組みの進捗状況等についての対話を続けており、親会社を含め高度化に向けた問題意識が高まりつつある。
- 具体的には、運用を重視したガバナンス体制の整備、グループの順送り人事に捉われない運用ビジネスに知見のある人材の登用、目指す姿や強みを明確化するための議論の進展や運用会社独自の人事報酬制度のスタート等の動き。
- 今後とも、経営陣がリーダーシップを発揮し、運用会社として目指す姿や強みを明確にしながら、運用や業務運営を不断に改善することにより、中長期的に持続可能で良好なリターンの実現やこれを通じた運用残高の拡大といった具体的な成果に繋げていただきたい。

2. 拠点開設サポートオフィスについて

- 先般（1月12日）、新規に参入する海外資産運用会社等の登録の事前相談から、登録手続、その後の監督までを、英語によりワンストップで対応する「拠点開設サポートオフィス」を開設した。4月16日、英語での手続きによる初めての登録が行われたところである。

- 「拠点開設サポートオフィス」では、今後、自治体等と連携し、法人設立や生活支援を含めた相談にも、ワンストップで対応することを予定している。また、事業者の利便性も踏まえ、日本橋兜町に事務所を設置し、事業者とより密接なコミュニケーションを図るとともに、貴協会を始めとする自主規制機関等との連携も強化していきたいと考えている。
- 現在、新事務所の開設に向けた準備を進めており、令和3年6月を目途に新事務所での業務開始を予定している。今後とも、貴協会のご協力を得て、国際金融センター実現に向けた取組みを推進していきたいと考えている。

3. AI翻訳に関する協力について

- 国際金融センターの実現に向けた課題の一つである金融行政の英語化に関し、昨年12月の経済対策にAI翻訳技術の活用が盛り込まれた。
- 金融庁は、国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）に委託し、金融分野の翻訳精度を向上させたAI翻訳モデルの構築を目指している。貴協会や協会員におかれては、翻訳精度の向上に向けて、日英で同一内容のワードもしくはエクセルファイルの既存文書を、可能な範囲で、5月14日をメドにご提供いただきたい。
- 構築されたAI翻訳モデルは、NICTから民間のAI翻訳サービス提供者にも公開され、一般の利用に供される予定。金融業界における英語対応の底上げに繋がることが期待される。

4. 役員や管理職への女性の積極的な登用について

- 「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」（本年3月9日開催）で、総理より、女性の登用・採用目標の達成などを盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進するよう指示。
- 令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するため、役員や管理職への女性の積極的な登用をお願いしたい。

5. あいグローバル・アセット・マネジメントに対する行政処分について

- 証券取引等監視委員会による検査の結果、善管注意義務に違反する状況が認められ、本年2月3日、金融庁から当社に対し、業務改善命令を発出した。
- 当社からは、命令に基づく報告があったが、運用する投資信託（あい・パワーファンド）の運用・管理の実態が把握できておらず、再発防止の検討も行われていない状況であった。このため、4月2日付で、当社に対し、3ヶ月間の業務停止命令を発出するとともに、運用・管理の実態を把握できていない投資信託の速やかな償還その他顧客資産の保全のために必要な手続きをとること等を内容とする業務改善命令を発出。
- 本件は、「外部委託を行う際の適切な事前審査や継続的なモニタリング」という観点で参考にさせていただきたい事例であり、忠実義務・善管注意義務といった、投資運用業者として求められる基本的な責務を果たし、投資家保護が徹底されるよう、十分にご留意いただきたい。

6. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

（書面・押印・対面手続を求める規制について）

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等を改正した。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、令和3年6月末までに見直す方針。

（登記事項証明書の添付省略について）

- 昨年10月より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始。法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、金融庁としても、その添付省略の取扱いを開始。

(国民の書面・押印・対面手続の見直しについて)

- 昨年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」について、12月に論点整理の取りまとめを行ったところ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただきたい。

7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 2月19日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改訂したほか、パブリックコメントを通じて寄せられたご意見も踏まえ、3月26日、FAQを公表した。FAQは、ガイドラインの中で「対応が求められる事項」の内容について、より具体的に要請内容を明確化する観点からガイダンスとして策定したものであり、各金融機関におかれては、マネロン・テロ資金供与対策に係るリスク管理の参考として、改訂版ガイドラインと併せてご活用いただきたい。
- 本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、本年3月末時点の取引等実態に関する定量・定性情報について、ご報告をお願いしているところ、ご協力いただきたい。なお、今回の改正内容は以下のとおり。
 - ・ 在留外国人との取引状況や継続的顧客管理に向けた各種取組みの進捗状況等に関する項目を追加
 - ・ ガイドラインの改訂を踏まえた修正

8. 顧客本位の業務運営の取組みの「見える化」について

- 昨年8月の金融審市場ワーキング報告書を踏まえ、本年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂された。同報告書では、金融庁において、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う観点から、原則の項目毎に金融事業者の取組み比較を行うことと、好事例と不芳事例を比較分析することが提言されている。
- これを受け、4月12日、原則を採択する金融事業者から金融庁への新たな

な報告様式とともに、金融庁における好事例の分析に当たってのポイントを公表（初回集計の報告期限は6月末）。

- 今後、金融庁ホームページの事業者リストには、原則の項目毎の取組方針が明確であることが確認できた金融事業者のみ掲載していく。

9. 直近の国際会議での議論等について

- 金融安定理事会（FSB）は、昨年11月、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場の混乱を分析した報告書を公表した。本年も引き続き、FSB及びIOSCOをはじめとする各基準設定主体の間で、ノンバンクセクター等の議論を継続している。
- マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関する作業については、短期金融市場の全体を見渡す形で作業が進められることとなった。
- MMFやオープンエンド型ファンドに関する作業以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響下における社債の流通市場の流動性と市場構造など、幅広いトピックの議論が進められている。
- 2021年2月末に公表されたIOSCOの2021-2022年の作業計画では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題、例えば、ノンバンクセクターの強靱性や、リモートワークに伴うコンダクトリスク等が優先課題として示された。また、ソーシャルメディアを通じた新たなリテール投資形態など、最近の市場状況の進展についてメンバー間で情報交換を行っており、引き続き、状況を注視していきたい。

10. IOSCO 報告書「COVID-19 の発生下における政府支援措置が信用格付に与えた影響」について

- 証券監督者国際機構（IOSCO）は、本年2月、「COVID-19 の発生下における政府支援措置が信用格付に与えた影響」を公表した。
- 本報告書では、ソブリン・金融機関・非金融企業・ストラクチャードフ

ファイナンスの4つの主要な格付カテゴリーにおいて、昨年新型コロナウイルス発生下における格付アクション及び格付メソドロジーの状況などをレビューすることを通じて、政府支援措置が信用格付とそのメソドロジーに及ぼしたと見られる影響や、政府支援措置の終了がこれらに及ぼしうる影響についてまとめられている。

- また、COVID-19の影響が2021年において継続していることから、政府支援措置の影響を引き続き注視することが重要であると述べられている。
- 金融庁ホームページやIOSCOホームページで紹介しているので、ぜひご一読いただきたい。

11. IOSCOによる国際的なサステナビリティ開示基準の緊急性に係るプレス・リリースについて

- サステナブルファイナンスに関して、IOSCOにおいては、昨年4月に「サステナブルファイナンス及び証券当局とIOSCOの役割」と題する報告書を公表し、企業のサステナビリティ開示の比較可能性の向上や、グリーンウォッシングなどの投資家保護に関する課題等について分析を行った。これら課題に取り組むべく、昨年6月、IOSCO内にSustainable Finance Task Force (STF) が設置され、企業のサステナビリティ開示、グリーンウォッシングと投資家保護、ESG格付けについてそれぞれ作業部会で議論を実施している。当庁は、欧州証券市場監督局 (ESMA) とともに第3作業部会 (ESG格付) の共同リーダーを務めている。
- こうした動きの中では、特に、企業のサステナビリティ開示について注目が集まっている。IOSCOは、国際会計基準 (IFRS) の設定主体であるIFRS財団や主要な民間基準設定5団体との協働を目指しており、昨年実施されたIFRS財団のサステナビリティ報告に関する市中協議では、新たな基準設定主体の設置を支持するとともに、包括的な企業報告システムの構築に向けてIFRS財団と引き続き連携していく旨をコメントレターにおいて表明した。
- 本年2月には、国際的なサステナビリティ開示基準の緊急性に係る声明

を公表し、国際的に一貫性があり、比較可能で信頼性の高いサステナビリティ開示基準の実現に向けて、IFRS 財団との連携へのコミットを示したところである。また、3月には、IFRS 財団の基準策定に協力するため、技術的な議論を行う作業グループの設置を公表したところ。

- サステナビリティ開示をめぐる国際的な議論は今後さらに活発化していくと予想される。貴協会におかれては、日本のIFRS対応方針協議会での議論において、IFRS 財団の市中協議へのコメントレターの作成にご協力いただいたところ。日本の意見が国際的な議論に反映されるよう、金融庁としても引き続き取り組んでいきたいので、皆さまと密接に意見交換・情報交換を行っていただければ幸いである。

12. サステナブルファイナンスについて

- 4月19日、総理出席の気候変動対策推進のための有識者会議（第2回）が開催された。
- 麻生大臣より、①気候関連の企業開示が重要でありコーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表したこと、②脱炭素に向けた社債などの取引が活発に行われる「グリーン国際金融センター」の実現を目指すこと、③トランジション分野への資金供給を促すための「基本指針」を関係省庁と策定していること、などについて説明し、意見交換が行われた。

13. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- 令和元年6月にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを実施した。

(以 上)